

## 船舶事故等調査報告書

平成21年7月30日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009神第101号	
事故等種類	運航阻害	
発生日時	平成21年1月16日 18時00分ごろ	
発生場所	兵庫県東播磨港（東及び西両防波堤内側の神戸製鋼所岸壁前）	
事故等調査の経過	平成21年4月20日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	貨物船 第八金生丸 <sup>きんせい</sup> 、180トン 133040、個人所有	
乗組員等に関する情報	機関長、五級海技士（機関）	
死傷者等	なし	
損傷	発電機原動機の全シリンダについて、ピストン及びシリンダヘッド損傷	
事故等の経過	本船は、入港着岸に備え、発電機を主機駆動の軸発電機からディーゼル機関駆動の補助発電機に切り換えるため、平成21年1月16日18時00分ごろ、ディーゼル機関の始動を試みたが、始動不能の状態であった。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	なし あり なし シリンダ燃焼室のピストン頂部に、少量の水が滞留し、水撃作用でピストン及びシリンダヘッドが損傷した可能性があると考えられる。 ピストン頂部に水が滞留した理由については、明らかにすることができなかった。
原因	本インシデントは、本船が着岸作業中、発電機原動機を始動する際、シリンダ燃焼室のピストン頂部に少量の水分が滞留していたため、水撃作用でピストン及びシリンダヘッドが損傷したことにより発生した可能性があると考えられる。	